

## 議案第48号

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則  
制定について

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のよ  
うに制定するものとする。

令和4年12月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 春季休業日を1日延長することで、年度初めの職員会議及び学級事  
務等に係る準備期間を確保し、滞りなく始業式が迎えられるようにす  
るため改正するもの。

# 規 則 改 正 案 の 概 要

## 1 規則改正案の題名

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

## 2 改正理由

年度初めの準備期間を確保し、滞りなく始業式が迎えられるようにするため、規則の一部を改正するもの。

## 3 規則案の概要

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則第31条（1）の春季休業日の期間について、4月1日から同月5日までを、4月1日から同月6日までとし、1日延長するもの。

## 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 13 号

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 項第 1 号中「5 日」を「6 日」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第48号参考資料

### 唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(休業日)</p> <p><b>第31条</b> 休業日は、法令に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 春季休業日 4月1日から同月<u>6</u>日までの日。ただし、第1学年に限り、4月1日から入学式を行う前日までとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(休業日)</p> <p><b>第31条</b> 休業日は、法令に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 春季休業日 4月1日から同月<u>5</u>日までの日。ただし、第1学年に限り、4月1日から入学式を行う前日までとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

○唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則

平成17年1月1日

教育委員会規則第14号

(休業日)

第31条 休業日は、法令に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 春季休業日 4月1日から同月5日までの日。ただし、第1学年に限り、4月1日から入学式を行う前日までとする。
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日
- (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日までの日
- (4) 学年末休業日 3月25日から同月31日までの日。ただし、小学校第6学年及び中学校第3学年は、卒業式の翌日から3月31日までの日とする。

2 校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて休業日の期日を変更し、又は本条に定める休業日以外の休業日（第32条による臨時休業日を除く。）を設けることができる。

（平18教委規則27・旧第28条繰下、令2教委規則4・一部改正、令2教委規則5・旧第30条繰下、令4教委規則4・一部改正）

## 議案第49号

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則  
制定について

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的として情報通信技術を利用する方法により行政手続きを行うため、唐津市教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行政手続きを行うため制定するもの。

## 規則案の概要

### 1 規則案の題名

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

### 2 規則の制定理由

住民の利便性向上のため、唐津市教育委員会に係る児童手当等の各種手続きをマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）を使用し、情報通信技術を利用する方法により行政手続を行うために必要となる事項を制定するもの。

### 3 規則案の内容

唐津市教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和4年12月22日施行予定）の規定の例によることとするもの。

### 4 施行期日

令和4年12月22日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 14 号

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

唐津市教育委員会に係る手続等における情報通信技術の利用に関する規則をここに公布する。

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

唐津市教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和 4 年規則第 号）の規定の例による。

### 附 則

この規則は、令和 4 年 1 2 月 2 2 日から施行する。



## 唐津市規則第 号

### 唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、唐津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又はこれに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することが認められたもの

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定により市の指定を受けたもの

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

**第3条** 条例第3条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、次に掲げる事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第3号に掲げる事項を入力することに代えて、同号の併せて提出すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 当該市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (3) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項（記載されている事項を含む。以下同じ。）

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

**第5条** 条例第3条第5項に規定する市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
  - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合
- （処分通知等に係る電子情報処理組織）

**第6条** 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつ

て当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第7条** 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

3 条例第4条第4項の規則で定める措置は、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第8条** 条例第4条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第9条** 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第10条** 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行

うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項の規則で定める措置は、電子署名とする。

（適用除外）

**第11条** 条例第7条第1号に規定するその他の事由により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものは、市長等が特に認めるものとする。

（添付書面等の省略）

**第12条** 条例第8条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則で定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

（委任）

**第13条** この規則に定めるもののほか、条例等に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、市長等が定める。

## 附 則

この規則は、令和4年12月22日から施行する。

## 唐津市条例第 号

### 唐津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及びモーターボート競走事業管理者をいう。
- (2) 条例等 市の条例及び規則等（市の機関が定める規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき制定された佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）により市が処理することとされた事務について規定する佐賀県の条例、規則及び教育委員会規則をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

**第3条** 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理

組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

**第4条** 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名

又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

**第5条** 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

**第6条** 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。



3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

**第7条** 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

**第8条** 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

**第9条** 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表する

ものとする。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、規則等で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 唐津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

### 1 行政手続オンライン化法改正

令和元年5月31日「行政手続オンライン化法」(平成14年法律第151号)が改正され「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」となり、令和元年12月16日に施行された。この中で、国の行政手続は原則オンライン化、地方公共団体は努力義務とされる。

### 2 自治体DX推進計画策定

令和2年12月25日総務省により「自治体DX推進計画」が策定され、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で「特に国民の利便性向上に資する手続き(子育て、介護)」26手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする取組方針が示された。また、令和3年4月28日付け事務連絡における「行政手続のオンライン化に取組むに当たっての留意事項」として、令和4年度末までに国が運営するマイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うこととされた。

### 3 唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例【概要】

- (1) 手続等における情報通信技術(インターネット)の利用
- (2) 添付書面等の省略

### 4 12月議会に提出する理由

マイナポータルを利用したオンライン申請は、住民が申請したデータがCSVファイルとして生成され、自治体が能動的にダウンロードする必要がある。このため、CSVファイルを定期的に取得する作業、データを申請書へ転記する作業、集計作業等が自治体の大きな負担となり、実用に耐えるものとは言い難い。

この問題を解消するものとして、現在運用している総合行政システムとマイナポータルとを連携する基幹システムの改修を行っており、1月を稼働開始として予定している。このタイミングに合わせて条例制定を行いたい。

### 5 県内他市の状況

	26手続きオンライン申請 開始時期	条例制定
佐賀市	3月開始予定	令和5年3月予定
鳥栖市	4月開始予定	不要と判断
多久市	3月開始予定	令和4年6月済
伊万里市	3月開始予定	不要と判断
武雄市	3月開始予定	令和5年3月予定
鹿島市	3月開始予定	令和5年3月予定
小城市	4月開始予定	未定
嬉野市	3月開始予定	未定
神埼市	12月開始予定	不要と判断